

6月1日から道路交通法一部改正

後部座席でもシートベルト着用義務 75歳以上は「もみじマーク」表示 自転車の児童・幼児はヘルメット着用努力等々

道路交通法の一部が改正され、運転者と助手席以外の座席でもシートベルト着用が義務づけられました。75歳以上の運転者には「高齢運転者標識」を車体に張り付けることに。車道通行が原則の自転車ですが、小学生以下の子供や70歳以上の高齢者は、常に歩道を通行できます。さらに、小学生以下の子供が自転車に乗る場合はヘルメットをかぶる努力義務が課せられました。6月1日から施行されています。

1、運転者と助手席以外の座席でもシートベルトの着用義務

今回改正の“目玉”。運転者に対する義務で、自動車を運転するときは、運転者はもちろん、助手席以外の座席でもシートベルトを着用させなければなりません。(71条3第2項)。

事故の際、後部座席に乗っていた人が車外に放り出される、運転者にぶつかるなどで死傷事故を防ぐのが目的。

装着を要請したのに、応じてくれない場合とか「シートベルトを付けてください」という表示があるのに無視された場合などは原則、責任を問われませんが、「要請しても無駄」と思ってしまうケースなど様々なケースが起こりうるため、問題になった場合は、「ケース・バイ・ケース」で処理されることになるでしょう(大阪府警交通総務部)ということです。

タクシーなどで客が従わない場合もありそうですが、運転手が客に呼び掛けたい、座席の前に「必ず、シートベルトを着用してください」と表示していれば、運転手に罰則が適用されることはまず、なさそうです。

バスの場合、乗合バスや観光バス、業務用のマイクロバスなどでも、そのバスにシートベルトが装着されていなければ適用のしようがありません。

装着されているバスでは着用を呼びかけなければなりません。

違反点は1点ですが、高速道路や自動車専用道路での車が対象で、一般道路

では従来通り違反点の対象になりません。

なお、この条文は9月末までは啓発期間として指導が中心になります。

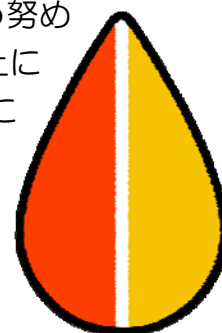
II、75歳以上の運転者に「高齢運転者標識」の表示義務

75歳以上の普通自動車の運転者は「高齢運転者標識」（通称：もみじマーク）を表示しなければなりません（71条の5第2項）。

現在、70～74歳までの運転者で、身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあるときは、もみじマーク＝右図＝を表示するよう努めなければならない、という「努力義務」がありますが、75歳以上になると、表示が義務づけられます。反応が鈍くなったり目が見えにくくなった高齢運転者を、他のドライバーがいたわろうというのが目的です。

マークは車体の前後につけます。カーショップや交通安全協会などで販売しています。

違反点は1点、反則金は4000円。一方、もみじマークを付けた車に対して、横から近づいて運転妨害をすれば割り込みをした場合、違反点1点のほか、反則金6000円が科せられます。



III、普通自転車の歩道通行ルールの見直しが行われます

現実には多くの方が自転車で歩道を走っていますが、自転車も道路交通法で言う「車」にあたり、道交法上は車道通行が原則です。

しかし、以下の場合には歩道を通行できるようになりました。（63条4第1項）

- ① 「自転車歩道通行可」の標識等があるとき。
- ② 幼児（6歳未満）や児童（6歳以上13歳未満）、70歳以上の高齢者、内閣府令で定める障害のある身体障害者が自転車を運転する時。
- ③ 車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるとき。

要するに、小学生以下の子供や老人の安全確保のため常時、歩道を走れることになりました。

③の場合は、一般の人でも自転車で歩道通行できます。しかし、「交通の状況に照らしてやむを得ない」ケースとは、車道で道路工事をしているとか、駐車車両がある場合などですが、「やむをえない」という判断は難しいところ。

最近、自転車の増加とともに、無謀走行する自転車が、老人や子供にけがをさせる事故が増えており、歩道での自転車事故には厳しい措置が取られる可能性があります。



IV、幼児・児童の自転車乗車時の

ヘルメット着用が努力義務に

13歳未満の子供を自転車に乗車させるときは、保護者は乗車用のヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。(63条の10)。

「自転車に乗車させるとき」とは、子供たちが自分で運転する時と、保護者などの自転車に補助イスなどで幼児を乗せるときも含まれます。

V、聴覚障害者の免許取得可能者の範囲が拡大 されます

これまで運転免許を取得できなかった一部の聴覚障害者が、条件付きで普通免許の取得が可能になりました。(97条関係)。一部の障害者とは、免許の取得が認められる聴力には達していないけれど、特定の後写鏡(ワイドミラー)を



車の中で使うことにより、安全な運転に支障をきたす恐れがない聴覚障害者のこと。但し、この免許で運転できるのは普通乗用車だけです。運転中は聴覚障害者標識=左図=の表示が義務づけられました。

まとめ 株式会社大阪彩都総合研究所
橋本 剛